

議案第 22 号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 129 号から第 132 号までを削り、第 133 号を第 130 号とし、第 128 号の次に次の 1 号を加える。

129	松阪市民病院運営協議会委員	日額	10,000 円
-----	---------------	----	----------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。